

岡山県急性心筋梗塞等医療連携体制検討会議設置要綱

(目的)

第1条 岡山県保健医療計画に基づき、急性心筋梗塞等の急性期・回復期・在宅等における継続的な診療や服薬、運動等の生活指導など、患者が安心できる生活を支援するため、心筋梗塞医療等に関わる多職種協働による医療提供体制を整備することを目的とした、岡山県急性心筋梗塞等医療連携体制検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、急性心筋梗塞等の医療に係る次の事項について協議する。

- (1) 地域連携クリティカルパスに関すること。
- (2) 疾病の経過等に応じて医療機関に求められる医療機能等の具体的な要件に関すること。
- (3) 連携の推進状況を把握するための指標（目標とする指標を含む。）に関すること。
- (4) その他急性心筋梗塞等の医療推進に必要な事項。

(組織)

第3条 検討会議は、委員17名以内で組織する。

2 委員は、医療関係者、消防関係者等で構成する。

(会長及び副会長)

第4条 検討会議に、会長1名及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、検討会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(部会)

第7条 検討会議は、必要に応じて、部会を設置することができる。

(意見の聴取)

第8条 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、岡山県保健医療部疾病感染症対策課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 7月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。